

公認会計士試験実施の改善について

平成 19 年 10 月 24 日

公認会計士・監査審査会 公認会計士試験実施検討小委員会
公認会計士試験実施検討グループ

公認会計士試験実施検討グループメンバー名簿

	(氏名)	(現職)
小委員長	脇田良一	公認会計士・監査審査会常勤委員
	河合忠彦	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	上林三子雄	日本公認会計士協会常務理事
	櫻井久勝	公認会計士・監査審査会委員
	繁榘算男	東京大学大学院総合文化研究科教授
	柴健次	関西大学会計専門職大学院教授
	関哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
	高橋厚男	公認会計士・監査審査会委員
	辻山栄子	早稲田大学商学学術院教授
	永井和之	中央大学法学部教授
	西村和雄	京都大学経済研究所教授
	八田進二	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
	廣本敏郎	一橋大学大学院商学研究科教授
	藤沼亜起	日本公認会計士協会相談役(前会長)
	増田宏一	日本公認会計士協会会長
	水野忠恒	一橋大学大学院法学研究科教授
	山浦久司	明治大学大学院会計専門職研究科教授
	美添泰人	青山学院大学経済学部教授

(オブザーバー)

三井秀範 金融庁総務企画局企業開示課長

(五十音順・敬称略)

目 次

1. はじめに	1
2. 公認会計士試験実施の改善に向けた基本的な視点	2
3. 公認会計士試験の目的	2
4. 試験実施のあり方	3
(1) 公認会計士試験の性格	
(2) 公認会計士試験で求められる「必要な学識及びその応用能力」	
(3) 短答式試験と論文式試験の役割	
(4) 短答式試験と論文式試験の実施間隔	
5. 短答式試験の実施のあり方	5
(1) 短答式試験の実施の現状	
(2) 平成20年試験より実施すべき改善策	
(3) 平成22年試験より実施する方向で検討すべき改善策	
(4) その他	
6. 論文式試験の実施のあり方	7
(1) 論文式試験の実施の現状	
(2) 平成20年試験より実施すべき改善策	
(3) 論文式試験の出題内容、出題数、形式等	
7. 試験の年間実施回数	9
8. 今後の公認会計士の規模	10

9. 公認会計士試験の広報等のあり方	10
(1) 広報のあり方	
(2) 会計監査に関する教育のあり方	
(3) その他	
10. 公認会計士試験制度のあり方	11
11. 実務補習等のあり方	12
12. 最後に	13

1. はじめに

現行の公認会計士試験制度は、平成15年の公認会計士法改正に基づき、公認会計士の質を確保しつつ、多様な人材が監査証明業務やその他の監査と会計に係る業務の担い手となることを目的として、平成18年より実施されているものである。この新試験制度の導入以来、2年目を迎え、現在、平成18年試験、19年試験の短答式試験の結果が公表されているところである（平成19年試験の論文式試験の結果は、本年11月19日に公表予定。）。

平成15年改正公認会計士法の施行以降も不正会計事案がみられており、公認会計士による適切な監査の重要性が指摘されるとともに、会計監査を巡る環境にも次のような新たな変化が見られている。

金融商品取引法に基づき、内部統制報告書及び四半期報告に対する公認会計士による監査の義務付けが平成21年3月期から行われるといった、公認会計士による法定監査の拡大、内部統制の構築、M&A関連業務やコンサルティング業務等において、公認会計士の果たす役割の一層の拡大がみられている。さらに、地方自治体などの公会計の分野でも、その役割が増大している。また、我が国の金融資本市場の国際競争力を強化することは、喫緊の課題となっており、監査及び会計の専門家である公認会計士の役割はより重要となっている。

このなかで、経済社会による公認会計士に対する質の確保と量的拡大の要請は一層増大しており、公認会計士試験制度の趣旨をより実現し、多様な人々にとって同試験がより魅力的なものとなり、多くの人々が同試験に挑戦することとなるよう、その実施面の改善に向けて早急に検討することが求められている。

このような状況を踏まえ、公認会計士・監査審査会の公認会計士試験実施検討小委員会の下に、公認会計士試験実施検討グループ（以下、「検討グループ」という）が設けられた。本検討グループは、幅広い有識者の参加を得て、本年7月から4回にわたり、試験実施の改善に向けた検討を行ってきた。本報告は、その検討結果をとりまとめたものである。

2. 公認会計士試験実施の改善に向けた基本的な視点

公認会計士試験の実施の改善にあたっては、平成 15 年の公認会計士法改正の趣旨を踏まえつつ、公認会計士試験が多様な人々にとって受験しやすく、より魅力的な試験となることを目指すことが必要である。具体的には、

- ① 公認会計士になろうとするのに相応しい者を判定するという公認会計士試験の判定機能を維持し、合格者の質を確保しつつも、受験者にとっての負担をできるだけ軽減することにより、多様な人々にとって公認会計士試験が受験しやすく、より魅力的な試験となること、
- ② これにより、受験者の多様化と裾野が拡大されることを期待し、もって、一定の資質を有する多様な人材がより多く公認会計士となること、

を目指すことが求められる。

そのため、試験実施において、短答式試験、論文式試験の果たす役割を再確認し、その役割に応じた具体的な改善策を講じていくことが必要である。

なお、その改善策については、試験実施方法の変更による受験者の混乱を避けつつ、できる限り速やかに実施に移すこととし、その実施時期とともに公表していくことを期待する。

3. 公認会計士試験の目的

公認会計士試験は、公認会計士法に基づき、「公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」（公認会計士法第 5 条）を目的とする国家試験である。

経済取引の多様化・複雑化・国際化、これに伴う会計基準、監査基準の複雑化・高度化、また、経済社会が監査及び会計の専門家として求める役割の拡大により、公認会計士に求められる資質は多様なものとなっており、試験の実施にあってもこれらへの考慮が必要である。

4. 試験実施のあり方

(1) 公認会計士試験の性格

公認会計士試験は、基本的には、「一定の基準に達した者を合格者」とする認定試験（資格試験）であるとの考え方に変わりはないと考えられる。

(2) 公認会計士試験で求められる「必要な学識及びその応用能力」

現行の公認会計士試験の合格に必要な学識及びその応用能力は、現行の試験実施の実態を踏まえると、欧米の主要先進国の公認会計士試験と比較しても、十分比肩しえるレベルである。

しかしながら、現行の公認会計士試験の合格に必要な学識及びその応用能力は明示されておらず、受験者に対する明確性や、国際的に公認会計士試験に求められている水準との整合性を明確にするとの観点から、そのレベルを明らかにすることが適当である。

現行の公認会計士試験に合格するには、公認会計士となろうとする者に求められる学識や応用能力を有するのに必要な専門課程を大学で修了し、卒業した者と同等以上の学力及び応用能力が事実上必要とされている。これは、今後の試験実施においても、維持されるべきものである。

なお、本検討グループにおいては、経済取引の国際化、これに伴う会計基準、監査基準の国際的な調整が進展する中で、公認会計士として国際的な素養が重要となっており、公認会計士試験でもそのような素養も問うべきであるとの意見があった。

(3) 短答式試験と論文式試験の役割

現行の公認会計士試験は、短答式試験と論文式試験の2段階の試験により行われている。過去の出題をみると、短答式試験と論文式試験について、同様の能力を問うような問題も出されており、両試験の役割には重複があるのではないかと。したがって、同様な能力について2つのステップで問うのではなく、両試験で役割分担を行うべきではないかと、といった指摘がある。

具体的には、現行では、短答式試験は、できるだけ幅広く、多くの基本的な問題を
出題することにより、論文式試験に進む前に、公認会計士になろうとする者に必要な
専門的知識が体系的に理解されているかどうかを客観的に判定するための試験と位
置づけられている。その一方、暗記偏重の出題とならないように、出題の全体のバラ
ンスに考慮しながらも、応用問題を含めた出題も考えることとされている。

一方、論文式試験については、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用
能力が備わっているかどうかを適確に評価できるようにするため、知識を有している
かどうかの判定に偏することなく、実践的な思考力や判断能力が備わっているか否か
をより適確に判定できるよう、応用問題も含めた出題等を行い、十分な時間をかけて
解答できるようにするものとされている。

しかしながら、実際の短答式試験問題の出題においては、応用問題が多くみられて
おり、論文式試験との間に役割の重複がみられていると指摘されている。

現行の公認会計士試験制度は、短答式試験、論文式試験といった2つのステップで
行われるものとなっていることを踏まえ、そのあり方、役割について明確化を図り、
次のとおりとすることが適切である。

① 短答式試験

短答式試験は、公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識について、基本的
な問題を幅広く出題することにより、論文式試験を受験するために必要な知識を体系
的に理解しているか否かを客観的に判定する試験とする。応用問題を出題する場合
には、この短答式試験の役割を十分に踏まえて行うこととする。

② 論文式試験

論文式試験は、公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識を体系的に理解し
ていることを前提として、特に、受験者が思考力、判断力、応用能力、論述力等を有
するかどうかに関し、評価の重点を置くことにより、公認会計士になろうとする者に必要
な学識及び応用能力を公認会計士試験として最終的に判定する試験とする。

このような、両試験のあり方、役割に基づき、具体的な改善策を実施していくこと
が必要である。

(4) 短答式試験と論文式試験の実施間隔

平成18年試験、19年試験では、5月下旬・6月上旬に短答式試験、8月下旬に

論文式試験を実施しており、短答式試験と論文式試験の実施間隔は、2ヶ月半強と
なっている。これは、多様な受験者の試験準備期間、試験会場の確保、試験採点時
間の確保等を総合的に勘案して決められているものである。両試験の実施にあたっ
ては、引き続き適切な実施間隔としていくべきである。

5. 短答式試験の実施のあり方

(1) 短答式試験の実施の現状

現行の短答式試験の実施については、次のような指摘がある。

- ① 現行の短答式試験は、必要な専門的知識を体系的に理解しているか否かについてのみでなく、応用力や判断力も問う試験となっている。したがって、論文式試験と似通った出題も見られており、試験実施の効率性の観点から、役割分担をより明確にし、異なる試験で異なる役割を果たすこととすべきではないか。
- ② 現行の短答式試験では、問題や選択肢の文章量が多かったり、複雑な組み合わせの解答を求める問題も出題されている。問題文や選択肢をより簡素化し、受験者にとって分かりやすい試験とすることにより、限られた時間内で、受験者の能力を効率的、効果的に判定することができるのではないか。
- ③ 現行の短答式試験の配点は、問題の内容や文章量等の相違に関わらず一律であるが、内容や文章量に応じたより柔軟な配点とすべきではないか。
- ④ 現行の短答式試験は、5月下旬と6月上旬の週末に1日ずつ、計2日間の日程で行われているが、出題の仕方、試験時間の短縮等の試験運営上の工夫により、1日に短縮することができれば、受験者にとっての負担は相当軽減されるのではないか。
- ⑤ 現行では、短答式試験、論文式試験が年に1回ずつ行われている。短答式試験の受験者については、同試験を合格した者が、論文式試験を受験することができることとなる。仮に短答式試験を年に2回実施すれば、受験者にとっては、同一年内に再チャレンジする機会が与えられる。例えば、短答式試験で不合格となった場合、直ちに就職活動を行うか、もう1年受験勉強に専念するかといった選択を迫られる人々にとっては、同一年内に再チャレンジすることができることは、有

益ではないか。

また、特定の時期に短答式試験を受験することが困難な場合でも、他の時期に受験することが可能となるのであれば、社会人等の受験者の利便性が向上するのではないか。

(2) 平成 20 年試験より実施すべき改善策

検討グループとしては、(1)に述べられている指摘を踏まえて検討し、次のような改善策を平成 20 年試験から実施することが適切であると考えている。

- ① 短答式試験は、その役割に鑑み、公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識について、基本的な問題を幅広く出題することにより、論文式試験を受験するために必要な知識を体系的に理解しているか否かを客観的に判定する試験とする。応用問題を出題する場合には、短答式試験の役割を十分に踏まえて行うこととする。
- ② 問題文、選択肢については、できるだけ長文や複雑な組み合わせの解答を求めるものは避けること等により簡素化し、受験者にとって分かりやすいものとする。
- ③ 各問題への配点については、問題の内容、文章量、出題形式等に応じて、配点の多様化が可能なようにする。なお、配点を多様化する場合には、問題用紙に配点を記載することなどにより、受験者に配点を明示することとする。
- ④ 現行の 2 週間の週末にわたる 2 日の日程を短縮し、週末 1 日の試験とし、受験者の利便性の向上を図る。これに伴い、一科目あたりの試験時間は短縮されることとなるが、試験問題の数、文章量、形式等については、試験時間や短答式試験の役割を踏まえつつ、柔軟に考えるものとする。

(3) 平成 22 年試験より実施する方向で検討すべき改善策

平成 22 年試験から、以下の改善策を実施する方向で検討を行っていくことが適切であると考えている。当該措置については、より早期に実施すべきであるが、当該措置実施に伴うコンピュータシステム変更のために一定の期間を要することから、平成 22 年試験からの実施を提言するものである。

- ① 平成 22 年試験より、論文式試験に先立ち、短答式試験を年 2 回実施し、受験者に対して短答式試験の受験機会を増やす（論文式試験の実施回数については、これまでと同様に年 1 回とする。）。
- ② 同一年の各短答式試験については、その試験問題の難易度が同水準となるよう努める。
- ③ 短答式試験を年 2 回実施する場合の実施時期については、多様な受験者が受験しやすいような時期とするよう努める。

(4) その他

公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識を体系的に理解しているかどうかを客観的に判定するために、短答式試験について、標準的でオーソドックスな問題を予め多数用意（プール）しておくことは有益であると考えられる。

一方、試験問題のプール制の導入については、試験問題の蓄積自体や、そのプールされた問題が、実施時期に相応しい問題となっているか、法令・諸基準等の制定、改正等を適切に反映しているかといった観点からの維持・更新に相当の作業が伴うこととなる。そのため、プール制の導入には、その目指す規模（プールする問題数）にもよるが、関係学会の協力も得つつ、相当の年数をかけて準備していく必要があると考えられる。

したがって、試験問題プール制に係る検討については、特に平成 22 年短答式試験の年 2 回実施化に向けて引き続き検討を行うことが適切であると考えられる。

6. 論文式試験の実施のあり方

(1) 論文式試験の実施の現状

現行の論文式試験の実施については、次のような指摘がある。

- ① 論文式試験の役割を思考力、判断力、応用能力、論述力等を判定する試験であるとするのであれば、その出題範囲は、短答式試験のように広範囲である必要はないと考えられるため、短答式試験よりも絞り込んだものとすべきではないか。

- ② 論文式試験の役割は、単に専門的知識の有無を問うものではないとの考え方から、現行の論文式試験については、企業法、民法についてのみ、法令集を受験時に配布した上で実施されている。同様な考え方に立ち、新たに会計学、監査論、租税法についても、法令基準集を受験時に配布した上で実施すべきではないか。そのことにより、暗記偏重型の勉強を強いられていると感じる受験者の心理的負担も相当軽減されるのではないか。
- ③ 現行の論文式試験は、8月下旬の連続する平日の3日間で実施されており、特に社会人等にとっては、3日間の休暇をとらなければ受験できないといった負担があるのではないか。もし、3日間の試験日程を維持するとしても、連続する平日1日、週末2日間との日程とすれば、休暇をとる日数が減り、社会人等にとっての負担は相当軽減されるのではないか。
- ④ 論文式試験の採点については、今後の受験者の増加に備え、引き続き適切な採点を維持していくために、試験委員一人当たりが処理する答案枚数の適正化を図る必要があるのではないか。例えば、試験委員の数を増大するとともに、採点を専担とする試験委員を設けるべきではないか。

(2) 平成20年試験より実施すべき改善策

検討グループとしては、(1)に述べられている指摘を踏まえて検討し、次のような改善策を平成20年試験から実施することが適切であると考えます。

- ① 公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識が体系的に理解されていることを前提に、受験者の思考力、判断力、応用能力、論述力等を問う試験とする。そのため、出題範囲については、幅広いものとする必要はないと考えられることから、その出題範囲については、短答式試験よりも絞り込むこととする。
- ② 現行では、企業法、民法について、法令集を受験時に配布した上で試験を実施しているが、新たに会計学、監査論、租税法についても、法令基準集を受験時に配布した上で試験を実施する。なお、法令基準集に含まれる法令、基準等の範囲については、試験実施日の前のできるだけ早い時期に受験者に知らせることが必要である。
- ③ 実施日程としては、現行では平日3日間となっているが、金土日といった、連続する平日1日、週末2日の試験とする。

- ④ 試験委員については、試験委員の数を増員する。なお、必要に応じて、採点のみを行う試験委員を設けるなど、試験委員制度の運用の柔軟化を図る。

(3) 論文式試験の出題内容、出題数、形式等

論文式試験の出題内容、形式については、同試験の役割を十分に踏まえたものとし、基本的に現行程度の出題数と量を維持し、時間をかけて、じっくりと考える試験とすべきである。試験時間、3日間の日程は現行どおりでよいと考えられる。

7. 試験の年間実施回数

試験の年間実施回数については、米国で行われているコンピュータを利用した試験を参考にしつつ、短答式試験、論文式試験ともに、年間の試験回数を増やすことを検討すべきではないか、そのことにより、受験者の利便性の向上が図られ、特に時間面での制約が比較的大きいと考えられる社会人の受験者の増加を期待できるのではないかとといった意見が出された。

これに対し、短答式試験を年2回実施すれば、試験実施の改善は相当図られるのではないか、米国方式の公認会計士試験実施は、世界でも稀であり、我が国において特に論文式試験で問おうとしている資質に鑑みると、米国方式の試験実施は適切とは考えられないのではないかとといった意見が出された。

また、論文式試験については、我が国のように、より思考力重視の論述式試験の実施を前提にすると、適切な問題作成、採点に必要な試験委員の質と量の確保の観点から、年複数回化を図ることは難しいのではないかとといった意見が出された。

なお、米国で行われているコンピュータを利用した試験を参考にしつつ、年間の試験回数を増やす場合には、米国と同様、試験の出題内容、解答例は、不開示とする必要があるのではないかとこの意見があった。

本件については、今後の試験の実施状況をみつつ、引き続き検討すべき事項であると考えられる。

8. 今後の公認会計士の規模

今後の公認会計士の規模については、平成 15 年公認会計士法改正に向けた金融審議会の公認会計士制度部会報告「公認会計士監査制度の充実・強化」（平成 14 年 12 月）において、

「行政としては、我が国の経済社会を支える公認会計士の規模について、一定の目標と見通しを有することが適切である。すなわち、例えば、

- － 平成 30 年頃までに公認会計士の総数を 5 万人程度の規模と見込むこと
- － 年間 2,000 名から 3,000 名が新たに試験合格者となることを目指すことが考えられる。」

としている。

今後の法定監査範囲の拡大、企業部門における役割や地方自治体などの公会計における役割の増大、我が国の金融資本市場の国際競争力強化等の観点から、公認会計士の規模拡大への必要性の高まりに鑑みると、今後の我が国の経済社会を支えていくためには、公認会計士の質を確保するとともに、その規模について、現在の 1 万 8000 人弱から、将来に向けて相当増やしていく必要がある。

9. 公認会計士試験の広報等のあり方

(1) 広報のあり方

平成 18 年から行われている現行公認会計士試験の概要については、公認会計士・監査審査会が広報に努めているところであるが、社会人や学生等をはじめとする幅広い人々に必ずしも浸透しているとは言い難い状況にあると考えられる。したがって、現行公認会計士試験の概要、また、試験実施の改善策について、効果的な広報を行っていくことを期待する。

特に、会計監査、財務に関連する分野で活躍している社会人や会計学、経営学、経済学を専攻する学生をはじめ、同分野に比較的なじみの少ない社会人や学生等に対しても、幅広く広報を行っていくことが重要と考えられる。

また、女性については、受験者、合格者ともに、全体の 20%弱となっており、司法試験や医師国家試験と比較しても、その比率は低い。公認会計士の分野における女性の更なる活躍が期待される場所である。そのため、女性を対象とした広報も積極

的に行っていくことが適切である。

これらの人々を含めた幅広い人々に対し、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会をはじめ、関係者が一層の広報の努力を行っていくことを期待する。

なお、そもそも、人々が公認会計士試験を受けてみようとする動機に鑑みれば、職業専門家としての公認会計士の魅力を広く知ってもらうことが重要である。そのためには、公認会計士の魅力を向上させていく必要があることはいままでもないが、その魅力を広報していくことも重要であり、この面での関係者の一層の努力を期待したい。

(2) 会計監査に関する教育のあり方

受験者層を拡大するとの観点からは、会計学はもちろんのこと、会計監査についての教育の充実も重要である。本分野における大学教育や社会人教育の推進が必要である。

また、中学生、高校生についても、金融や経済に関する知識を深めるとともに、企業会計や公認会計士監査の重要性、公認会計士の役割等について認識してもらうことが必要である。本分野にかかる関係者による努力を期待する。

(3) その他

公認会計士として国際的な素養が求められているなか、英語対応のための語学力向上が広く図られていくことが重要であり、関係者による努力を期待する。

10. 公認会計士試験制度のあり方

本検討グループは、現行試験制度の趣旨に基づき、試験実施の改善面に主眼を置いて検討を行ってきたところである。したがって、今後の公認会計士試験制度のあり方について焦点を当てた議論が行われたわけではないが、以下のような議論が行われた。

① 実務経験の位置付け

公認会計士が監査を行う場合は、監査先の経営陣と丁々発止の議論を行う必要があるが、公認会計士には、幅広い経験に基づく判断力等が求められるのではないかと、したがって、論文式試験受験の前に、一定の実務経験を求めるべきではないかとの意見が出された。

一方、公認会計士試験のみにより一定の資質を有した公認会計士となるわけではなく、その後の実務補習、自己研鑽はもちろんのこと、継続的専門研修や監査実務従事（いわゆるオンザジョブトレーニング）も非常に大きな役割を果たすことから、公認会計士試験は、現行法に定められた公認会計士試験の目的である「公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する」ことで良いのではないか。また、試験問題作題、採点に際して、同目的に沿ったものとするよう引き続き改善を図ることとすればよいのではないかといった意見も出された。

② 大学院教育の位置付け

一定の資質を有した公認会計士を確保するために、会計専門職大学院を、公認会計士試験制度や実務補習等により関連付けるべきではないかといった意見も出された。

一方、会計専門職大学院は、一定の資質を有した公認会計士を確保するために貢献することはできると考えられるが、必ずしもこれを制度的に結びつける必要はないのではないかと、むしろ、会計専門職大学院やその他の関係者の努力により、会計専門職大学院の活用を図っていけばよいのではないかと、例えば、国際的な素養を養う役割を果たしていくことも考えられるといった意見も出された。

なお、新試験制度が実施されて、まだ2年目であることから、これらの制度面の論点も含め、今後の試験実施の状況等を踏まえつつ、必要に応じて、将来的に金融庁等の関係者が公認会計士試験制度のあり方について検討を行うことを期待する。

11. 実務補習等のあり方

現行の公認会計士制度において、公認会計士となる資格を取得するためには、公認会計士試験に合格することが不可欠であるが、それに加え、実務経験（業務補助等や実務補習）を経るといった一定の要件を満たすことが必要である。

これは、公認会計士に必要とされる資質は、大学等における教育や実務経験などを含め、公認会計士となるまでのプロセス全体を通じて養われるべきであり、公認会計士試験における試験科目と試験方法のみで、それらの資質をすべて判定し得るものではないとの考え方に基づくものと考えられる。

公認会計士となるのに必要な実務的な技能や職業倫理等の習得は実務補習におい

て行われ、その習得状況を日本公認会計士協会の修了考査により確認することとなっており、この実務補習、修了考査が公認会計士として必要とされる資質を涵養していく上で果たす役割は重要である。したがって、公認会計士の質の確保と量的拡大を図るためには、実務補習の充実を図るとともに、修了考査を適切に運用していくことも必要であり、関係者が適切な取り組みを行っていくことを期待する。

なお、公認会計士の質の確保、向上のためには、公認会計士自身の自己研鑽、公認会計士登録後の継続的専門研修、監査実務従事(いわゆるオンザジョブトレーニング)も非常に重要な役割を有しており、関係者の一層の取り組みが期待される。

12. 最後に

公認会計士試験は、会計監査という財務諸表等の信頼性を確保するための金融資本市場のインフラともいふべき公益性の高い役割を担おうとするのに相応しい者として必要とされる能力を判定するものである。

公認会計士・監査審査会、公認会計士試験実施検討小委員会において、本報告の内容を踏まえ、公認会計士試験の改善が図られるとともに、今後とも、試験の実施状況や経済社会の要請を踏まえつつ、厳正かつ適切に試験が実施されていくことを期待する。